

令和 7 年度

大規模波動地盤総合水路

水中振動台簡易点検業務

仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、当所保有の大規模波動地盤総合水路内に設置している水中振動台（別紙参照）の簡易点検を行うものである。

## 2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所  
大規模波動地盤総合水路

## 3. 履行期間

契約締結日より令和8年3月31日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日及び祝日は、休日として設定している。

## 4. 支給材料、貸与物件

なし

## 5. 業務仕様

### 5-1 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書（作業の安全等に関する事項を含む）を作成し、担当職員に提出するものとする。

### 5-2 点検

点検の内容は、表5-1のとおりとし、水中振動台の装置諸元については、別紙を参照するものとする。

表5-1 点検内容

点検部位	点検内容
機械装置	<ul style="list-style-type: none"><li>・外観点検、油漏れ点検（目視）</li><li>・摺動部等の点検（目視）</li></ul>
動力源装置	<ul style="list-style-type: none"><li>・外観点検、油漏れ点検（目視）</li><li>・ボルトの緩み点検、マーキング確認</li></ul>
冷却装置	<ul style="list-style-type: none"><li>・外観点検、油漏れ、水漏れ点検（目視）</li></ul>
制御装置	<ul style="list-style-type: none"><li>・外観点検（目視）</li><li>・ブレーカー・ソケット、コネクター、その他配電機器の点検</li><li>・配線、端子等の目視点検</li><li>・表示機器、ランプ、スイッチ等の点検</li><li>・リレー、ヒューズ等の配電機器の点検（目視）</li><li>・PLCバッテリー交換（補機制御盤・油圧操作盤）</li></ul>

### 5-3 稼働状況の確認

受注者は、点検を行った後、担当職員立ち会いのもと、装置全体の稼働状況を確認するものとする。

なお、稼働状況の確認において、不具合等が発見された場合は、速やかに原因究明を行うものとする。調整等が可能な場合は、調整後に再確認を行うものとする。

ただし、別途、不良部品の交換等が必要な場合は、担当職員と協議のうえ、決

定するものとする。

#### 5－4 報告書作成

受注者は、点検及び稼働状況の確認について、作業報告書を作成するものとする。

### 6. 成果物

#### 6－1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、仕様書、業務計画書、作業報告書、写真等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で 1 部提出するものとする。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、担当職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 仕様書の電子データは、発注者が提供する。

#### 6－2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

### 7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

### 8. その他

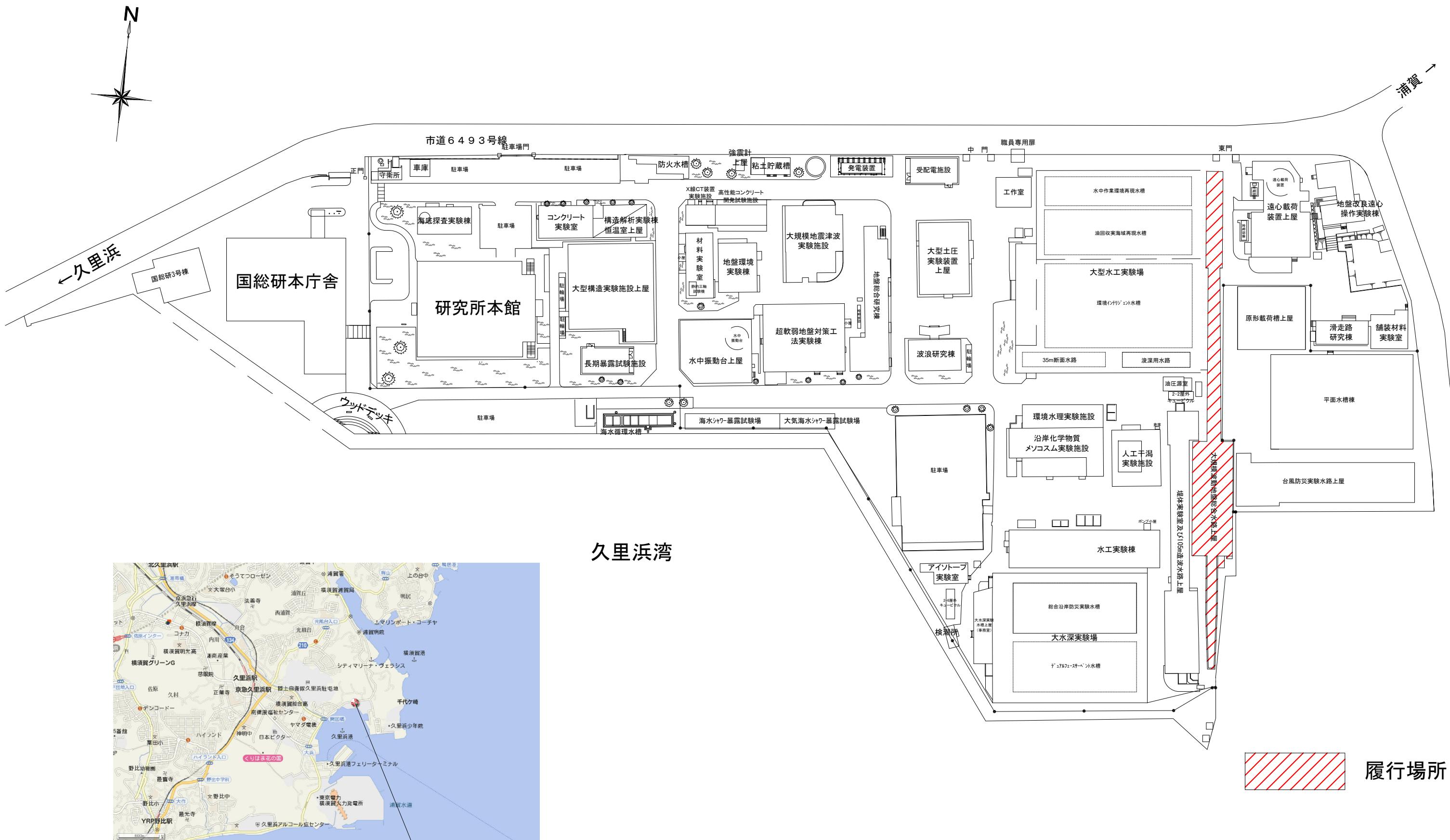
- (1) 本仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。  
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 不良品の交換等を行う場合や点検内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、履行期間末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式(提出部数も含む)は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。
- (4) 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに担当職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。
- (5) 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に担当職員の承認を得るものとする。また、資機材の運搬に当たっては、他の交通の妨げにならないようしなければならない。
- (6) 受注者は、本業務において当所内で使用する電力、用水を無償で使用でき

るものとする。

- (7) 受注者は、労働安全衛生法及びその他の関係法令等に基づいて実施するものとする。
- (8) 受注者は、本業務遂行中に、部品等に摩耗、損傷が発見された場合は、直ちに担当職員に報告するものとする。
- (9) 本業務において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。
- (10) 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合には、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、担当職員に提示しなければならない。
- (11) 受注者は、当所の所有するクレーンを使用することができるものとする。  
なお、クレーンを使用する場合は、「クレーン・デリック運転士免許」又は「クレーン限定免許」並びに「玉掛け技能講習修了証」を有している者を配置しなければならない。

以 上

## 港湾空港技術研究所 位置図



## ○装置諸元

## 水中振動台

1) 振動テーブル：数量：1式

寸法：長さ 12m、幅 2.5m

2) 継手装置：数量：1式

浮上方式：静圧軸受方式

3) 加振機：数量：1式

最大出力：2117kN

4) 浮上装置：数量：4式

浮上方式：静油圧方式

5) 転倒防止装置：数量：2式

浮上方式：静油圧方式

6) 側面案内装置：数量：4式

浮上方式：静油圧方式

7) 防水シール：数量：1式

8) 動力源装置

a) 加振用主ポンプユニット：数量：2台

吐出量：420 L/min×2台

吐出圧力：20.6MPa

b) アキュームレータユニット：数量：12本

ガス容積：160 L/本

吐出圧力：20.6MPa

c) 副ポンプユニット：数量：1台

吐出量：220 L/min

吐出圧力：20.6MPa

d) オイルタンク：数量：1台

タンク容積：6200 L

e) ドレン回収ポンプユニット：数量：1台

吐出量：440 L/min

吐出圧力：20.6MPa

9) 冷却装置

a) オイルクーラ：数量：1台

b) クーリングタワー：数量：1台

c) 冷却水ポンプ：数量：1台

10) 制御装置

a) 油圧ポンプ起動盤：数量：1式

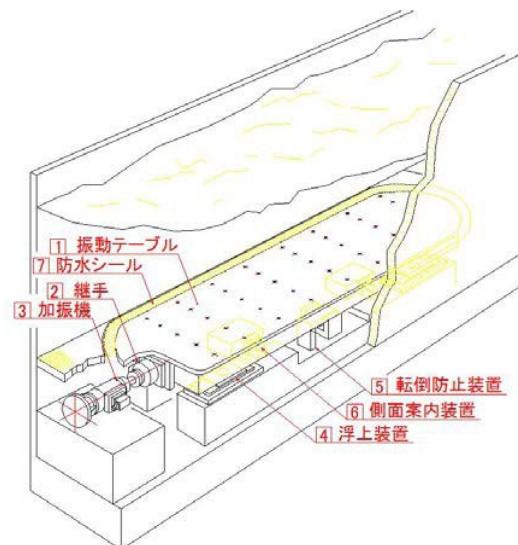
b) 補機制御盤：数量：1式

c) 油圧操作盤：数量：1式

d) 加振制御装置：数量：1式

e) サーボ制御装置：数量：1式

f) 無停電電源装置：数量：1式



水中振動台一般図



水中振動台全景